

中小企業 R & D 支援事業

平成 2 7 年度

応 募 要 領



公益財団法人京都産業 2 1

目 次

I. 事業の概要	1
(1)目的 (2)応募資格概要 (3)対象分野 (4)対象範囲・規模等 (5)事業実施期間 (6)資金支援の考え方	
II. 応募資格	4
(1)提案者 (2)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件	
III. 事業の仕組み	7
IV. 応募手続	7
(1)応募 (2)応募受付期間 (3)提出・問い合わせ先	
V. 提案内容に係る評価	9
(1)評価方法 (2)評価基準 (3)ヒアリングの実施及び質問	
VI. 採択	11
(1)評価結果の通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容 (4)支払い (5)その他	
VII. 成果	12
(1)実績報告書 (2)成果の帰属	
VIII. 補助事業に係る各種評価	12
(1)中間評価 (2)終了時評価 (3)フォローアップ評価 (4)その他	
■ 補足資料	13
■ 参考資料	14
■ F A Q	15
■ 提案書様式	16

中小企業 R & D 支援事業 応募要領

I. 事業の概要

(1) 目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、本格的な製品開発を目指す中小企業に対して、試作段階から応用・生産技術開発までの研究開発に要する経費を支援し、製品開発の加速化・早期事業化を図り、新たな産業展開や地域経済の活性化を図ることを目的としています。

(2) 応募資格概要

本事業には、京都府内に、研究開発を遂行する拠点となる本社、研究所、工場などを置く中小企業が応募可能です。（詳細は、4 ページの「II. 応募資格」を参照ください。）

(3) 対象分野

応募の対象分野は、京都が強みを有し、高い成長が期待できる産業分野であり、関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区の推進に資する、

■ 環境・エネルギー関連技術分野

■ ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野

における具体的な製品、サービス等の研究開発について支援します。

また、上記分野でビジネス展開を図るための ICT 技術の開発等も対象とします。

(4) 対象範囲・規模等

①試作・製品化コース

【対象範囲】

開発目標とする製品・サービスの基本的な機能を備えた試作品やサービス基盤等の開発を行い、機能性や必要スペック等の検証・達成を目指すもの（最終的な製品化に向けた生産技術開発や応用化・実用化へ発展可能なもの）

※したがって、本格的な製品開発に向けての基本技術の確立や、可能性調査等を終えた等、一定の蓄積があることが前提となります。また、当該コースの資金支援規模の範囲内で製品化まで可能な、小規模開発案件の提案も歓迎します。

【資金支援規模】

1 千万円以内（下限 1 百万円）

【採択予定】

7 件程度

②応用・生産技術開発等製品化コース

【対象範囲】

基本機能を実装した試作品・サービス基盤等の開発経過の蓄積を前提として、実用化に向けた応用研究や生産技術開発を通して、製品等開発の完遂、事業化達成を目指すもの（研究開発要素の薄い量産設備等の整備は含まれません。）。

【資金支援規模】

3千万円以内（下限 1千万円）

【採 択 予 定】

2件程度

（５）事業実施期間

両コースとも１年間（１２ヶ月間）

※２７年度の補助金交付決定：２７年１１月（予定）

A ２７年度：平成２７年１１月～平成２８年３月

B ２８年度：平成２８年４月～平成２８年１０月末日まで

※A+B＝原則として交付決定日から１２ヶ月間

（６）資金支援の考え方

補助率は、提案内容の研究開発に必要な経費※の１／２以内とし、補助金の額は補助対象経費を限度とし、各コースの資金支援規模の範囲内とします（千円未満切捨）。

※研究開発に必要な経費＝「補助対象経費」＋「補助対象外経費」

具体的な補助対象経費等については、次ページ以降を参照。

補助金交付決定後６ヶ月経過頃に研究開発の進捗状況等の評価を行い、継続することが望ましいと判断されるものに限り、以後の資金支援が受けられます。

1) 補助対象経費

補助対象経費は以下の項目を基本とします。
(研究開発に直接関係のない間接経費は対象外)

費 目	説 明
材料費・ 消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する経費 [例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等]
機械装置費	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含む。ただし、研究開発の遂行に必要不可欠な機能、規模と認められるものに限る。 ※汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正当な理由があり、当該研究開発に必要不可欠な機器についてのみ対象となります。
外注・ 委託費	・自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費 ・要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等(※法人又は公的機関との契約に限る)。ただし、研究開発の核となる要素全てを委託することはできません。
その他 直接経費	研究開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、試験費、機器使用料、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、市場調査に要する費用、研究開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 ※その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。

<補助対象経費に関する留意事項>

- 補助事業実施期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが支援対象となります。
- 提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。
必要額を超えた積算をしている場合は、評価上マイナスとなることがあります。
- 機械装置の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮の上、調達方法(リース又は購入)を十分検討して費用を計上してください。

2) 補助対象外経費

補助対象外経費は以下の項目を基本とします。

費 目	説 明
直接人件費	補助対象事業の遂行に直接関与する者（役員を除く。）の事業化活動や研究開発従事時間に対応する人件費
旅費・交通費	補助対象事業の遂行に要する旅費・交通費
その他 間接経費	調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費、運送料、運搬料、不動産の購入費、京都府が設置した公設試験研究機関に対する支出等の当該補助事業に必要な間接経費（いずれも数量確認が可能なもの。）

<留意事項>

以下のものは、補助対象経費及び補助対象外経費ともに算入不可です。

- ・消費税及び地方消費税など公租公課
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用など、対象事業に対する支出と特定困難なもの

※上記のほか、公的な資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費。不明点がある場合は事前に御相談願います。

II. 応募資格

応募は、以下の要件を満たす必要があります。

なお、補助事業実施期間中でも以下の要件を満たさなくなった場合、採択の取消しや支援の中止をすることがありますので留意してください。

(1) 提案者

京都府内に、研究開発を遂行する拠点となる本社、研究所、工場などを置く中小企業（以下「府内中小企業」という。）が応募可能です。

※「本社、研究所、工場など提案内容の研究開発を遂行する拠点を置く」とは、原則、提案者の登記簿謄本に記載されていることが必須条件です。

○ 中小企業の範囲

資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業

主たる事業として営んでいる業種	＜資本金基準＞ 資本金の額又は出資の総額	＜従業員基準＞ 常時使用する従業員の数 (注1)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2)以下の項目に該当する場合は、大企業とみなし、除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

<応募に関するその他留意事項>

○本社等研究開発を遂行する拠点について、府外への移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、地域経済活性化という政策上の趣旨から、府内中小企業とは認められません。

○公益財団法人京都産業 2 1（以下「産業 2 1」という。）が実施する企業連携、産学公連携による共同研究グループへの補助事業（京都企業戦略的共同研究推進事業、グローバル産学公研究開発成果展開事業、中小企業技術開発促進事業、連携型イノベーション研究開発事業、課題解決型研究開発促進事業等）に採択されたテーマに係る応募は原則できませんので、御注意ください。

○異なる事業計画であっても、同一年度下記に記載の補助事業の重複適用を受けることはできません。

- ア 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業
- イ みやこ構想セカンドステージ加速化推進事業
- ウ 中小企業開業支援事業
- エ 京都産業立地戦略 21 特別対策事業（同一事業所内の設備投資で、受給後 5 年を経過しない場合）

○国や他の自治体等による競争的研究資金等において、不正経理や不正受給を行ったことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。

○次の各項に該当する者は、応募資格がありません。

- ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 提案者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、産業 2 1 が当該企業等に対して契約の解除等を求め、当該企業等がこれに従わないとき。

(2) 研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件

1) 研究開発提案内容

当該研究開発に係る補助対象経費に対し、他の公的機関からの補助金等を重複して充当していないこと。

2) 研究開発実施体制

①研究開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

②研究開発に係る進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと。

(補助事業実施期間終了後も含む。)

③補助事業実施期間中における不測事態への対応と処理を行い、研究開発を貫徹する能力を有すること。

④総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)を置くこと。

なお、プロジェクトリーダーは、次のいずれにも該当すること。

a) 高い事業化能力や事業化に向けた強い意志があり、研究開発の企画立案並びに実施及び成果管理の全てについて総括を行う能力を有していること。

b) 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。

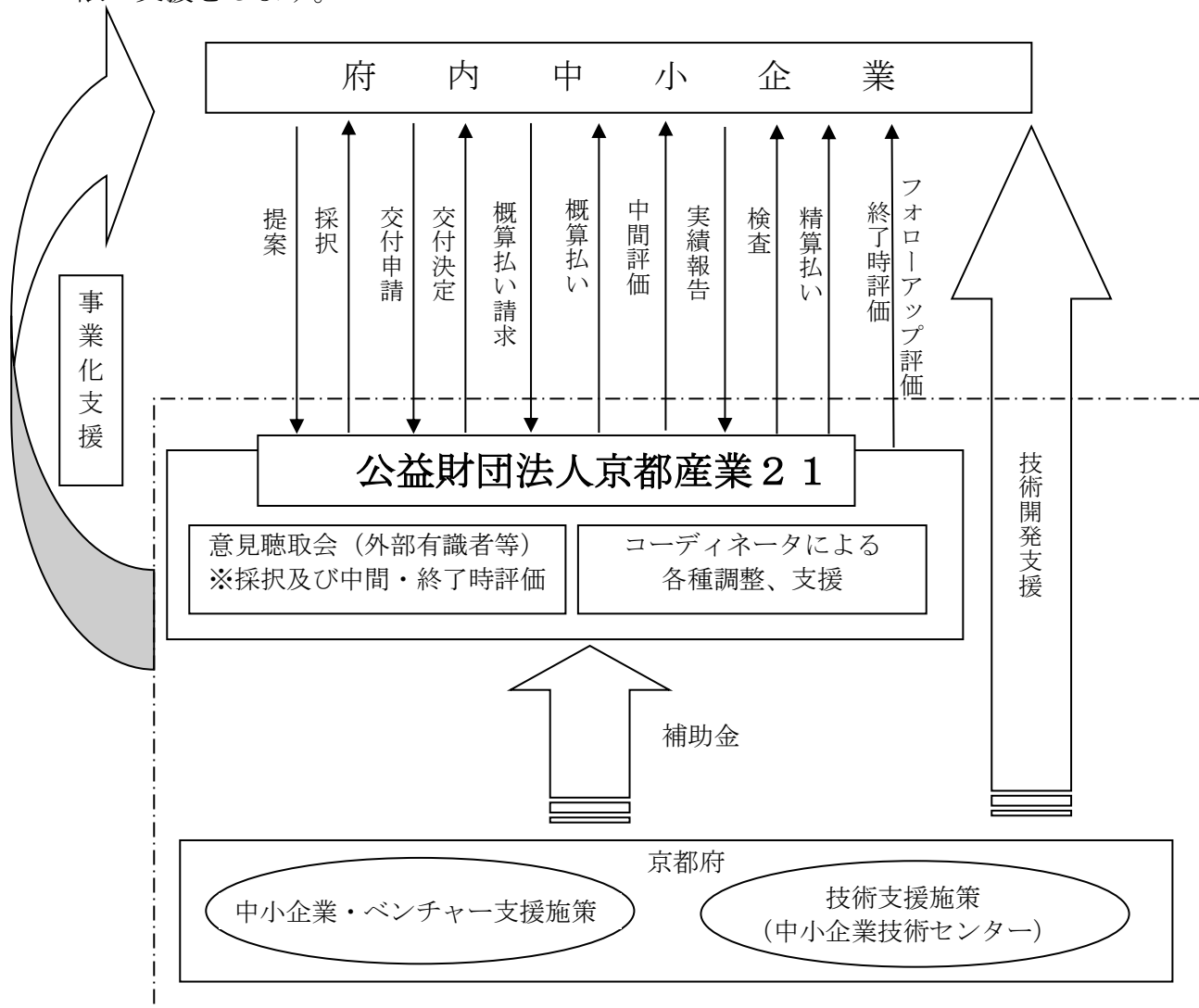
⑤財政的健全性及び管理能力・体制

当該研究開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、事務的管理及び研究開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

Ⅲ. 事業の仕組み

事業提案の募集、評価を経て、採択します。

採択された提案に対しては資金支援とともに、産業21の担当コーディネータ等が最大限の支援をします。



Ⅳ. 応募手続

(1) 応募

① 提案書様式

a) 本応募要領によるものを使用してください。また、応募要領、提案書様式等は以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/randd/h27/oubo.html>

b) 提案書の用紙の大きさは、A4判、片面印刷をお願いします。

c) 記入は内容の正確さを期すため、Word(【様式9】のみExcel)を使用し、判読し易く作成してください。

d) 提案書は日本語で作成してください。

e) 通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に付してください。

※提出書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。

(参考：個人情報保護指針は産業21のホームページで公開しています。)

②提出書類

- a) 提 案 書 2 部
- b) C D - R 1 枚 (提案書の内容が全て記録されたもの。Word・Excelで保存。)

③添付資料

提案に当たっては、以下の書類が必要となります。

- a) 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (2 部。うち 1 部はコピー可。)
- b) 直近の決算 (営業) 報告書 (1 期分) 又はそれらに準じるもの (2 部)
- c) 株主一覧表 (出資者及び出資額の一覧が記載されている書類) (2 部)
- d) 【様式 7】に記載の特許 (合計最大 3 件) の出願書類 (写) (2 部)
- e) 企業の概要がわかるパンフレット等 (2 部)

※個人事業主の場合には、上記のほか、開業届 (写) 又は税務申告書 (写) (2 部)

④注意事項

提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合は、評価対象とならないことがありますので、御注意ください。

(2) 応募受付期間

平成 2 7 年 5 月 1 5 日 (金) ～ 7 月 2 1 日 (火) 午後 5 時必着 (郵送又は持参)

※郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるよう御注意ください。

なお、電子メールや F A X による提出は受け付けません。

(3) 提出・問い合わせ先

本応募に係る提出書類は、郵送又は持込により御提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。問い合わせは、電話、F A X 又は電子メールいずれも可です。また、申請に当たっての事前相談を歓迎します。

※受付時間：月～金曜日 (祝祭日を除く。) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

○公益財団法人京都産業 2 1 連携推進部

〒 6 0 0 - 8 8 1 3

京都市下京区中堂寺南町 1 3 4 (京都府産業支援センター内)

T E L : 0 7 5 - 3 1 5 - 9 4 2 5 F A X : 0 7 5 - 3 1 4 - 4 7 2 0

電子メール sangaku@ki21.jp



【アクセス】 JR嵯峨野線「丹波口駅」から徒歩約5分

(提出のみ)

○公益財団法人京都産業21 北部支援センター

〒627-0004

京丹後市峰山町荒山225

TEL: 0772-69-3675 FAX: 0772-69-3880



V. 提案内容に係る評価

(1) 評価方法

提案内容の評価は、書面評価の後に、外部有識者等で構成される意見聴取会にて応募企業毎にプレゼンテーションを行い、意見聴取会の意見を聴いて産業21が採択案件を決定します。

意見聴取会は非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 評価基準

意見聴取会は、**研究開発成果の事業化可能性及び早期実効性**に最も重点を置いて評価します。その他、概ね以下の共通項目、各コース独自項目を基に総合的に評価します。

【共通項目】

1) 事業化可能性及び早期実効性の評価

① 予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ価格・性能的に優位性があり、かつ、予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。

② 事業化計画の明確化・妥当性

製造・サービス、販売、市場獲得等の事業化計画が具体的であり、かつ、その想定する製品スペックや価格が、現在及び近い将来の市場動向等から見て妥当であること。

③ 研究開発計画の妥当性

事業計画全体の中で、研究開発計画が段階に応じた適切な内容・期間とされており、実行可能性が現実的であること。

2) 研究開発内容の評価

① 研究開発の目的・目標の妥当性

製品開発等の観点から、研究開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。

② 研究開発内容の妥当性

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、その課題の解決方法やスケジュールなど、開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

3) 研究開発体制及び研究開発能力の妥当性

① 資金、人材、技術等の経営資源が研究開発の内容に応じて十分に備わっていること。

② 開発体制及び技術者の開発能力が実施上妥当であること。

4) 研究開発費の妥当性

研究開発に要する提案額が事業計画等に照らして妥当であり、研究開発の内容に応じて適切な経費が計上されていること。

5) 地域経済への波及効果等

① 地域産業界への経済的効果

地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。

② 中小企業への波及効果

開発の成果により、中小企業が保有する技術の活用、技術力向上、販路拡大等の波及効果が期待できること。

【独自項目】

○ 試作・製品化コース

- ・単なる試作品開発等に留まらず、製品開発の完了や事業化へ向けて更なる発展が望める研究開発であること。
- ・下記の条件を全て満たす試作品の完成が見込まれること。
 - ア 顧客に対し実演（デモ）が可能で、商品化の計画（販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等）について説明できるレベルであること。
 - イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明できるレベルであること。
 - ウ 販売に必要な規制・規格を概ねクリアしていること。また、使用時の安全性、商品としての基本的要件に関する課題が解決されていること。
 - エ 特許出願等、当該試作品を活用した事業化の遂行に不可欠な産業財産権の確保が考慮されていること。

（３）ヒアリングの実施及び質問

提案内容の評価において、必要に応じて産業２１と京都府関係者がヒアリング等を実施いたします。また、その際、資料の提出を求めることがあります。

Ⅵ. 採 択

（１）評価結果の通知

評価結果については、産業２１から文書で提案者に通知します。この評価結果に関するお問い合わせには応じられません。

（２）資金支援の方法

採択された提案者には、補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので注意願います。

（３）資金支援の内容

①産業２１が資金支援する補助対象経費は、３ページに記載する費目で、製品開発・事業化を図るために直接必要な経費とします。

②事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発の推進に最大限努めるものとします。

③事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の継続・成果が期待できないと判断されたときは、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

（４）支払い

支払いは精算払いを基本としますが、必要に応じて概算払いを請求することができます。請求額は、採択後に、事業費執行計画等を基に個別協議の上、決定します。

(5) その他

- ①採択案件は、提案者との事前調整を経た上で、プレス発表など必要に応じて研究開発内容の要約を公表する場合があります。
- ②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。

Ⅶ. 成果

(1) 実績報告書

各年度の補助事業期間終了時に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 成果の帰属

研究開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権等、成果の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に、実施企業となります。

- ①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業21に報告すること。
- ②相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。
- ③補助事業実施期間終了以降、翌年度から起算して5年度までの期間に事業化等により発生した利益について、支援金額を上限として、産業21との調整により本補助金の寄与率等を考慮した基準納付額を算出の上、その1/2を産業21に収益納付すること。

Ⅷ. 補助事業に係る各種評価

(1) 中間評価

採択された各コースの進捗状況等について、中間段階において外部有識者等で構成される意見聴取会の意見を聴いて産業21が、実施状況の中間評価を行います。

(2) 終了時評価

各コースの補助事業実施期間終了時には、外部有識者等で構成される意見聴取会の意見を聴いて産業21が、達成度等の終了評価を行います。

(3) フォローアップ評価

フォローアップ評価として、各コースの補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

(4) その他（京都府中小企業応援条例に基づく認定制度の適用等）

採択された提案については、一定の手続きにより「京都府元気印中小企業認定制度」に基づく認定を受けることができます。

※当該制度については次ページを参照

京都府元気印中小企業認定制度の御案内 (京都府中小企業応援条例に基づく認定制度)

本補助金に採択された府内本社中小企業の提案(事業計画)については、一定の手続きにより、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けることができます。
(詳細は、採択の後、お知らせいたします。)

○ 認定制度の概要

中小企業が自社の技術等の「強み」を生かし、得意分野でオンリーワンを目指すなど、新たな事業展開を図るために作成する「研究開発等事業計画」を京都府知事が認定する制度。

○ 各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・ 京都府中小企業融資制度
- ・ 不動産取得税の軽減措置
- ・ 京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)

京都府元気印中小企業認定制度の詳細は下記URLから御覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html>

参考資料

1. 国家戦略特区について

大胆な規制改革を実現する突破口として創設された国家戦略特区について、関西圏は健康・医療分野における国際イノベーション拠点を目指す区域に指定され、京都では、再生医療をはじめとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化等を推進するとともに、チャレンジングな人材が集まるビジネス環境を備えた国際都市の形成を目指しています。

上記1について…<http://www.pref.kyoto.jp/toc/>

2. 関西イノベーション国際戦略総合特区について

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」が平成23年に創設され、実用化・市場づくりを目指したイノベーションを次々と創出する仕組みとして「関西イノベーション国際戦略総合特区」に指定されました。

同特区の9つの区域のうち、けいはんな学研地域では、情報通信、環境・エネルギー、バイオなどの先端的研究開発、実証事業などが、京都市内区域では、創薬、医療機器、再生医療等を中心とした事業が展開されています。

Q 1 : 本社は府内にあるが、本事業の研究開発や設備を入れる拠点（研究施設や工場等）が府外の場合でも、応募できるのか。

A : 研究開発を遂行する拠点を府内に置く中小企業としているため、応募できません。
ただし、本社自体が研究現場であれば、応募することが可能です。（「研究所」「工場」等、名称で研究現場の有無を判断するものではありません。）

Q 2 : 国や他団体の補助金に申請した内容と同一のテーマで、提案（併願）することは可能か。

A : 申請済の他の制度において併願が認められている場合は、提案書の【様式2】7に併願内容（公開されている場合は評価スケジュールも）を記載の上、申請することは可能です。

ただし、併願先の評価スケジュールに関わらず、本事業の評価過程で辞退意向有無等の判断を求めることがあります。

Q 3 : 補助対象外経費の直接人件費の積算方法は、指定があるのか。

A : 給与規程等に基づいたものであれば、単価上限や残業手当、休日出勤手当等の算入についても、特に指定は行いません。

※なお、積算に当たっては【様式6】構成メンバー一覧表に記載の関与時間等との整合性を考慮した合理的な方法で算出願います。